

○立命館大学大学院家計急変学費減免規程

2012年5月30日

規程第993号

(目的)

第1条 大学院家計急変学費減免（以下「本制度」という。）は、本大学の大学院生で、修学の意志があるにもかかわらず、家計の急変等経済上の理由により修学が極めて困難な者を支援することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

第2条 削除

(対象者)

第3条 本制度は、次の各号のいずれかに在学する者を対象とする。ただし、第1号から第3号までについては、標準修業年限を超えて在学する者を除く。

- (1) 修士課程
- (2) 博士課程前期課程
- (3) 専門職学位課程（法務研究科を除く。）
- (4) 一貫制博士課程の1年次または2年次
- (5) 法務研究科の1年次、2年次または3年次（法学既修者については1年次または2年次に限る。）

2 前項にかかわらず、外国人留学生は対象としない。

(採用人数)

第4条 毎年度の採用人数は、本制度の予算の範囲で学生部長が定める。

(減免回数)

第5条 本制度による学費の減免は、在学中1回限りとする。

(減免額および減免方法)

第6条 減免額は、出願する学期の授業料相当額とし、採用のあった春学期または秋学期から減免する。ただし、経営管理研究科については、春学期募集にあつては6月末日、秋学期募集にあつては12月末日時点の当該学期の授業料請求額とする。

2 前項にかかわらず、当該学期に他の授業料減免を受ける場合または授業料に充当する方法で奨学金が給付されている場合は、減免または充当後の額とし、採用のあった春学期または秋学期から減免する。

(募集)

第7条 本制度は、毎年春学期と秋学期の2回募集する。

- 2 学生部長は、学生生活会議の議を経て募集要項を定める。
- 3 募集要項には、この規程に定める事項のほか、出願者に提出を求める書類（以下「出願書類」という。）を明記する。ただし、出願書類は受給者の選考に必要な書類とする。

（出願資格）

第8条 次の各号の全てを満たす者は、本制度に出願することができる。

- (1) 出願から遡って1年以内に、次のいずれかの事由が発生したこと。

イ 生計維持者（出願者の生計を維持する父もしくは母または父母がともにいない場合は代わって生計を維持している主たる者をいう。以下同じ。）が死亡したこと。

ロ 生計維持者に重度後遺障害が生じたこと。

ハ 主たる生計維持者（生計維持者のうち最も年間収入が多い者をいう。以下同じ。）に解雇、破産手続開始決定またはこれらに準ずる事由が生じたこと。ただし、主たる収入源（主たる生計維持者の収入源のうち最も高額の年間収入を得ている手段をいう。）に生じた場合に限る。

ニ 災害により生計維持者の居住する家屋が全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水の被害を受けたこと。

- (2) 前号の事由発生後における生計維持者の年間収入を合算した金額が、給与収入もしくは年金収入金額の場合にあつては課税前の年間収入が6,000,000円以下、事業所得の場合にあつては年間所得が1,970,000円以下であること、またはその見込みがあること。

- 2 次の各号の全てを満たす者（以下「独立生計者」という。）で、前項第1号イを除く同項各号の全てを満たすものは、本制度に出願することができる。この場合においては、前項中「生計維持者」または「主たる生計維持者」とあるのは、「出願者」と読み替えるものとする。

- (1) 所得税法および健康保険の取扱いにおいて、父母等の扶養でないこと。

- (2) 本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行されること。

- 3 配偶者が独立生計者である者で、その配偶者が第1項各号の全てを満たすものは、本制度に出願することができる。この場合においては、第1項中「生計維持者」または「主たる生計維持者」とあるのは、「配偶者」と読み替えるものとする。

- 4 前3項にかかわらず、学部在籍時に次の各号に掲げる奨学金を受給し、または減免の適用を受けた者は、同一の事由にもとづいて本制度に出願することはできない。

- (1) 立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金

(2) 立命館大学父母教育後援会災害支援奨学金

(3) 立命館大学家計急変学費減免

(出願)

第9条 本制度による学費の減免を希望する者は、募集要項に定める期限までに所定の出願書類に家計状況を証する書類を添えて学生部長に提出しなければならない。

(選考)

第10条 本制度の適用者（以下「適用者」という。）は、募集ごとに学生生活会議で選考し、学生部長が決定する。

2 適用者は、出願資格を満たす者の中から日本学生支援機構が奨学金選考基準において定める認定所得を準用して算出した基準額の低い順に決定する。

(通知)

第11条 学生部長は適用者に対し、学費減免の決定および減免の手続を通知する。

(減免手続)

第12条 前条の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の手続を完了しなければならない。

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

(取消し)

第17条 適用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、学生部長は給付の決定を取り消すことがある。

(1) 学籍を失ったとき。

(2) 停学期間が3か月を超える懲戒を受けたとき。

(3) 出願書類への虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき。

(納入)

第18条 学生部長は、減免の決定を取り消した者に対し、授業料の納入を求める。

(施行細目)

第19条 施行に関わる細目は、学生生活会議において定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2012年5月30日から施行し、2012年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2011年11月25日授業料等納付金および手数料の規定ならびに立命館大学大学院の2012年度学費変更に伴う一部変更の立命館大学大学院学則第2項の経過措置により、変更前学則の「学費」を適用される者は、当該経過措置が終了するまでは、第2条、第6条、第14条および第18条の授業料は入学金を除く学費（授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料の合計額）の半期分に読み替える。

附 則（2017年6月21日 出願資格等の変更に伴う一部改正）

この規程は、2017年6月21日から施行する。

附 則（2020年12月2日 制度の変更に伴う一部改正）

この規程は2021年4月1日から施行する。